

「一般競争入札（総合評価落札方式）」公告

山梨県が発注する次の工事は、一般競争入札により行いますので、入札参加資格等について地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事です。

令和5年11月10日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一般競争入札（総合評価落札方式） 公告個別事項

工 事 名	富士技術支援センターイノベーション支援棟建設工事（明許）			
事 業 名	富士技術支援センターイノベーション支援棟（仮称）整備事業費			
工 事 番 号	営繕課-23-0255			
工 事 場 所	富士吉田市下吉田6-16-2			
工 事 概 要	1	工事内容	・イノベーション支援棟建設工事 鉄骨造一部木造、平屋建て、延べ面積867.39m ² 外構工事、解体工事	
	2	予定工期	令和6年1月11日～令和7年2月17日	
	3	予定価格（税込み）	¥343,310,000 (税率10%)	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用	
	5	週休2日制適用工事実施要領の適用の有無及び適用される種別	適用（発注者指定型）	
	6	ICT活用工事試行要領の適用の有無及び適用される種別	なし	
	7	情報共有システム試行要領の適用の有無及び適用される種別	なし	
	8	建設現場の遠隔臨場に関する試行要領の適用の有無及び適用される種別	不適用	
	9	山梨県営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領の適用の有無	適用	
参加資格	次に掲げる条件を満たす任意の2者を構成員とする自主結成の特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）			
		代表構成員	構成員	
	1	本店所在地	県内	県内
	2	競争入札参加資格	建築工事業 A	建築工事業 A又はB （予定価格に出資比率を掛けた金額が1億5千万円未満の場合はBとできる。）
	3	出資比率	構成員中最大	30%以上
4	企業の施工実績	主要構造が鉄骨造の新築、改築、増築で延べ面積（改築又は増築の場合においては、改築又は増築した部分の面積をいう。）が400m ² 以上の建築一式工事 ただし、元請として請負い平成20年4月1日から入札参加資格申請締切日までに完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。	-	

	5	配置予定技術者の資格及び施工実績	監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有する1級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有する者 (施工実績) 完成時に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、担当技術者(完成時にCORINSに登録された者に限る)又は監理技術者資格者証を有した現場代理人(完成時にCORINSに登録された者に限る)として平成20年4月1日から入札参加資格申請締切日までに「企業の施工実績」と同様の施工従事経験を有する者	-	
	6	ISO9001の認証	-	-	
	総合評価に関する事項				
1		総合評価方式の種類	簡易型(事前審査)		
2		加算点の満点	30		
3		評価の基準	技術評価資料作成要領による		
設計受託業者		(株)佐野設計	住所 笛吹市		
日程	1	公告日	令和5年11月10日		
	2	設計図書等配布開始日	令和5年11月10日		
		締切日	令和5年11月28日		
	3	設計書の内容に関する質問提出期限	令和5年12月8日		
	4	参加申請受付開始日	令和5年11月21日		
		締切日	令和5年11月28日		
	5	確認通知書発行日	令和5年12月5日		
	6	構成員の変更に伴う参加申請受付締切日	令和5年12月8日		
	7	入札書受付開始日時	令和5年12月15日	午前 9:00 から	
		締切日時	令和5年12月18日	午後 3:00 まで	
	8	配置予定技術者のヒアリングの日	-		
9	技術評価点通知書発行日	令和5年12月22日			
10	開札予定日時	令和5年12月28日	午前 10:00		
11	落札者決定日(予定)	令和6年1月4日			
入札方法		電子入札による			
提出書類	1	参加申請時	入札参加様式 様式2(全ての構成員)、様式3(代表構成員)及び添付資料	技術資料 様式2、3、4、5-1、5-2、9、11、13、22、23、28及び添付資料	
	2	入札時	工事費内訳書及び様式3-2(代表構成員)		
	3	提出方法	電子入札システムによる		
苦情の申し立て	1	入札参加資格(質問)	令和5年12月14日		
		入札参加資格(回答)	令和5年12月21日		
	2	技術評価(質問)	令和5年12月26日		
		技術評価(回答)	令和5年12月28日		
	3	落札者の決定(質問)	令和6年1月15日		
落札者の決定(回答)		令和6年1月22日			

近 接 工 事	-
資料の記載方法等に関する問い合わせ先	〒400-8501 甲府市丸の内1丁目6番1号
	山梨県 県土整備部営繕課 企画担当
	電話 055-223-1400 FAX 055-223-1405

1 一般競争入札の参加資格

企業体の各構成員は、山梨県における建設工事の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、この公告で定める入札参加申請の提出期限の日から契約を締結する日までの期間（（11）、（12）、（14）及び（15）にあつては、それぞれ当該（11）、（12）、（14）及び（15）に定める期間）に、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を行った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。

- (1) 一般競争入札公告個別事項（以下「個別事項」という。）の「参加資格」に記載した要件を全て満たす者であること。
- (2) 契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けている者であつて、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書を提示できるものであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当せず、かつ、同条第2項の規定による山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (5) 建設業法に基づく適正な技術者1名を構成員毎に配置できる者であること。
- (6) (5)の技術者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
 - ア 入札に参加を希望する者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。）があること。
 - イ 死亡、傷病又は退職等県が認める場合を除き、工期途中で交代しないこと。
 - ウ 低入札価格調査実施要領に定める調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格で落札した工事がある場合は、当該工事に配置している専任技術者及び追加技術者（落札者と決定された調査基準価格を下回る入札を行った者と契約を締結する場合に増員して配置する技術者をいう。以下同じ。）と兼務しないこと。
- (7) 入札参加資格確認資料提出時に配置予定技術者に係る資料の提出を求めた場合は、当該資料を提出できる者であること。この場合においては、複数の技術者を配置予定技術者とする事及び入札参加資格確認資料提出時において施工中の工事に係る技術者と重複する技術者を配置予定技術者としてすることができる。
- (8) 低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事がある場合は、当該工事に配置している現場代理人を対象工事の現場代理人と兼務させないこと。
- (9) 対象工事を低入札調査基準価格を下回った価格で落札した場合、配置する専任技術者および追加技術者を他の工事の技術者と兼務させず、かつ、現場代理人を他の工事における現場代理人と兼務させないこと。
- (10) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 公告の日の6月前の日から契約を締結する日までの期間に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

- (12) 公告の日の2年前の日から契約を締結する日までの期間に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- (13) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に山梨県建設工事等入札参加資格に係る再認定取扱要領により入札参加資格の再認定を受けた者であること。
- (14) 公告の日から契約を締結する日までの期間に山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (15) 公告の日の1月前の日から契約を締結する日までの期間に山梨県発注工事において55点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。ただし、55点未満のなかで工事成績採点者査項目の法令遵守における1から4までに該当する指名停止措置による減点分を除いた点数が55点以上の者は参加することができる。
- (16) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (17) 電子認証（ICカード）を取得していること。

2 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア 総合評価は、入札参加者の標準点と加算点の合計である技術評価点を当該入札者の入札価格（税込）で除して得た評価値をもって行う。なお、標準点は100,000,000とする。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格（税込）} \times 100,000,000 \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格（税込）} \times 100,000,000 \end{aligned}$$

イ 加算点については、評価項目ごとに評価の基準に基づき評価を行った結果、評価項目ごとの得点（以下「評価点」という。）の合計が最高の者に「加算点の満点」を与え、他の者はそれぞれの「評価点の合計」に応じ按分して求められる点を「加算点」として与える。「加算点の満点」は、「個別事項」による。

$$\text{加算点} = (\text{評価点の合計} / \text{評価点の合計の最高値}) \times \text{加算点の満点}$$

ウ 技術評価様式5-1又は技術評価様式5-1及び5-2で施工計画の提出を求める場合において、未提出、未記入又は記載内容が指定した評価項目と無関係であると認められる場合や記載内容が法令に違反するなど不適切な場合は欠格とし入札は無効とする。

(2) 落札者の決定方法

次の①、②及び③の要件のすべてを満たす者のうち、「(1)総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（以下「最高評価値者」という。）を落札者とする。

ただし、最高評価値者の入札価格（税込）によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不相当であると認められるときは、予定価格（税込）の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

① 入札価格（税込）が予定価格（税込）の制限の範囲内であること。

② 評価値が、「基準評価値」（標準点/予定価格（税込）×100,000,000）を下回らないこと。

③ 入札価格（税込）が調査基準価格を下回った者は、次の要件を満たしていること。

③-1 評価点の合計が、参加者全員の平均点の80%を下回らないこと。

③-2 次の4項目を全て満たすこと。

- 1、入札価格（税抜）と入札に際し提出される工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。）の工事価格が同額であること。
- 2、工事費内訳書の各経費の合計額が、工事費内訳書の工事価格と同額であること。
- 3、工事費内訳書内において、経費の内訳に不明確な値引等の表示がないこと。
- 4、調査基準価格の95%を下回らないこと。

(3) 入札を辞退した者の取扱い

- ア 入札を辞退した者の評価は行わない。
- イ 入札を辞退した者は、辞退理由書を提出するものとし、速やかに個別事項に記載の問い合わせ先により送付すること。

(4) 低入札価格調査の実施

最高評価値者の入札価格（税込）が、調査基準価格を下回ったときは、低入札価格調査（以下「調査」という。）を実施する。この場合、入札参加者全員に「保留通知書」を送付し、落札決定は調査終了まで延期する。

保留通知後、調査基準価格を下回った入札を行ったすべての者に対して、調査資料の提出依頼を通知するので、当該通知を受け取った者は、低入札価格調査実施要領に定める調査資料を通知日の翌日から起算して県の休日（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日という。以下同じ。）を除き3日以内に提出するものとし、期限までに提出しない者は、失格とする。

(5) 総合評価の履行担保項目の取扱い

ア 施工計画または技術提案の履行担保

落札者の提示した施工計画または技術提案は、契約時の設計図書とみなす。

施工計画または技術提案が受注者の責により履行されていないと判断される場合は、工事成績評定を減することとし、施工計画毎または技術提案毎に3点を減する。

イ 若手技術者の育成の履行担保

落札者が申請した若手技術者の担当技術者としての専任配置が履行できない場合は、工事成績評定を3点減する。

なお、複数人専任配置した場合に、そのうち1名でも専任配置できなくなった場合も工事成績評定の減点の対象とする。

(6) 調査基準価格を下回る入札を行った者との契約に係る措置

落札者と決定された調査基準価格を下回る入札を行った者と契約を締結しようとする場合は、落札者に対し次に掲げる事項を義務付けるものとする。

ア 施工体制台帳及び施工体系図を作成し現場に備え置くとともに、発注者に提出すること。

イ 次のとおり、技術者の配置を行うこととし、技術者の配置ができないときは、失格とする。

請負金額に拘わらず、入札参加資格の条件（施工実績は除く。）を満たす技術者を新たに2名増員し、主任技術者または監理技術者と併せ3名専任で配置すること。ただし、いずれの技術者も現場代理人との兼務を認める。

なお、平成31年3月18日付け技管第1547号県土整備部長通知「現場代理人及び主任技術者等の専任に係る取扱いについて」による現場代理人及び主任技術者等の複数工事の兼務は、適用できない。

また、工場製作を含む工事の工場製作期間については、専任及び増員配置は要しないものとする。

ウ 各発注機関で定める出来形管理基準の測定頻度、品質管理基準の試験頻度、写真管理基準の撮影頻度を2倍とする。ただし、頻度が全数となっている工種は除く。なお、頻度の定めのない工種に

については、別途監督員が指示する。

エ 契約保証金を請負代金額の10分の3以上とし、山梨県建設工事請負契約約款を次のとおり取扱うこととする。

第4条第2項中「請負代金額の10分の1以上」を「請負代金額の10分の3以上」に読み替える。

第4条第5項中「請負代金額の10分の1」を「請負代金額の10分の3」に読み替える。

オ 前金払を請負代金額の10分の2以内とし、山梨県建設工事請負契約約款を次のとおり取扱うこととする。

第34条第1項中「10分の4以内」を「10分の2以内」に読み替える。

第34条第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替える。

第34条第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替える。

3 設計図書等の配布

(1) 配布期間

「個別事項」に記載の配付開始日から締切日まで

(2) 配布方法

「山梨県公共事業ポータルサイト」の「情報公開サービス」中、「入札公告」からダウンロードすること。

4 入札参加資格申請の受付期間及び申請方法

(1) 受付期間

「個別事項」に記載の受付開始日から締切日までの県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（締切日にあっては、午前9時から午後4時30分まで）とする。

(2) 申請方法

「山梨県電子入札システム」により申請すること。

5 問い合わせ先

(1) 入札参加資格確認資料等の記載方法に関する事項

「個別事項」に記載のとおり

(2) 設計書の内容に関する事項

「山梨県公共事業ポータルサイト」の「情報公開サービス」中、「質疑応答」により、「個別事項」に記載の日までに質問すること。

質問に対しては、各質問書提出の翌日から起算して2日後から入札書受付開始日の前日まで、その回答を同ページで公表する。

(3) 電子入札システムに関する事項

ヘルプ・デスク 055-223-1669

6 入札参加資格の確認結果通知等

(1) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、「個別事項」に記載の日々に通知する。

(2) 入札参加資格確認資料を審査した結果、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を付して

通知する。

(3) (1)による入札参加資格の確認を受けた者のみが入札に参加することができる。

7 苦情申し立て

(1) 入札参加資格がないと認められた者が、入札参加資格がないと認めた理由について詳細な説明を求め
る場合

ア 申し立て方法

「個別事項」に記載の日までに、「山梨県公共事業ポータルサイト」「情報公開サービス」中、「
質疑応答」により質問すること。

イ 回答方法

原則として「個別事項」に記載の日までに、同ページにより回答する。

(2) 技術評価の結果に疑義がある場合

ア 申し立て方法

「個別事項」に記載の日までに、「山梨県公共事業ポータルサイト」の「情報公開サービス」中、
「質疑応答」により質問すること。 <http://www.cals.pref.yamanashi.lg.jp/roi/>

イ 回答方法

原則として「個別事項」に記載の日までに、令和5・6年度入札参加資格申請で登録したメー
ルアドレスに回答し、評価点を修正した場合は、修正した結果を、入札参加者に電子入札システムに
より通知する。

(3) 非落札者が落札者の決定結果について詳細な説明を求める場合

ア 申し立て方法

「個別事項」に記載の日までに、「山梨県公共事業ポータルサイト」の「情報公開サービス」中、
「質疑応答」により質問すること。

イ 回答方法

原則として「個別事項」に記載の日までに、同ページにより回答する。

(4) (1)から(3)までの場合に係る回答の説明になお不服のある者は、ホームページにおいて回答した日
又は書面での回答を受け取った日から県の休日を除く7日以内に書面（「山梨県入札監視委員会設
置要綱」別紙様式4）により、知事に対して再苦情の申し立てを行うことができる。この場合におい
て、申し立てを行う者は、当該申し立てを行うことができる期間の日の午前9時から午後5時までに、
書面を下記に持参すること。

山梨県 県土整備部 県土整備総務課 契約担当

甲府市丸の内1丁目6番1号 電話055-223-1673

(5) (4)の再苦情の申し立てがあった場合は、知事は、速やかに入札監視委員会に審議を依頼するものと
する。

(6) 知事は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえたうえで、入札監視委員会からの審議の報告を受け
た日の翌日から起算して県の休日を除き7日以内に、その結果を申し立て者に回答する。

8 入札等の日時

(1) 入札期間及び開札予定日時

「個別事項」に記載のとおり

(2) 落札者決定日

「個別事項」に記載のとおり。ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。

9 入札手続等

(1) 低入札価格調査制度

適用する

(2) 現場説明会等

現場説明会は行わない。

(3) 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する者が行った対象工事への入札は、無効とする。

ア この公告に示した入札参加資格の無い者

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者

ウ 入札手続において必要とされた書類に重大な不備があると認められた者

エ 入札に関する条件に違反した者

オ 入札参加資格の確認を受けたが、入札時においてこの公告に掲げる参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった者

(5) 近接工事との重複落札の禁止

「個別事項」の「近接工事」に記載のある場合は、対象工事と当該近接工事を重複して落札することができない。この場合において、次のア又はイに掲げる入札（企業体の構成員が行った入札を含む。）は、無効とする。

ア 対象工事に係る入札書受付開始日から落札者決定日までの期間及び近接工事に係る入札書受付開始日から落札者決定日までの期間に重複する期間がある場合（以下「同時発注」という。）にあっては、対象工事及び近接工事のうちいずれか落札者決定日が早い工事を落札した者による当該落札した工事以外の工事への入札

イ 同時発注以外の場合にあっては、近接工事を落札した（対象工事の入札書受付開始日の前日までに当該近接工事を完成させ、引き渡した場合を含む。）者の行った対象工事への入札

(6) 対象工事と直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の契約の相手方との随意契約により締結する

予定の有無

無し

(7) 入札執行回数

1回とする。

(8) 指名停止による構成員の変更

競争入札参加資格確認申請提出後、代表構成員以外の構成員が指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けた共同企業体は、被指名停止会社に代わる構成員を補充したうえで、新たに特定建設工事共同企業体を結成し競争参加資格の確認申請を行うことができる。

ア 申請期限

参加申請書提出の翌日から「個別事項」に記載する締切日の午後3時までとする。

イ 提出先

県土整備総務課契約担当（持参に限る。）

ウ 提出書類

入札参加資格審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書及びその他必要な書類

(9) 工事費内訳書の提出

入札に際し工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書は本工事費内訳書の様式に準じて作成し、数量、単価及び金額等を明らかにすること。なお、本工事費内訳書において、数量、単価の明示のない項目については明細書又は単価表を添付すること。

(10) 契約の確定

ア 落札決定後の参加資格の喪失

落札企業体の各構成員が契約締結までの間にこの公告に掲げた参加資格を一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

イ 契約書の作成

山梨県建設工事執行規則（昭和44年山梨県規則第20号）に定める建設工事請負契約書を作成する。契約は、契約担当者と受注者の双方が当該契約書に記名押印したときに確定する。

(11) 入札時積算数量書活用方式の適用

ア 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

イ 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めものとする。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

ウ 受注者からの請求によるアの協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

エ アの協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

オ アの協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

10 入札保証金

免除する。

11 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。ただし、調査基準価格を下回る入札を行った者と契約を締結しようとする場合は、「2 総合評価に関する事項」（6）エのとおりとする。

12 支払条件

(1) 前金払

適用する。金額は、契約金額の4割以内(債務負担行為又は継続費に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の4割以内)とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、調査基準価格を下回る入札を行った者と契約を締結しようとする場合は、「2 総合評価に関する事項」(6)オのとおりとする。

(2) 中間前金払

適用する。金額は、契約金額の2割以内(債務負担行為又は継続費に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の2割以内)とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(3) 部分払

適用する。山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号)第115条第2項の規定による回数
の範囲内とする。

13 その他

(1) 入札参加者は、競争契約入札心得(電子入札用)及び仕様書等を熟読し、これを遵守するとともに、山梨県電子入札運用基準に基づき入札すること。

(2) 提出された申請書及び資料は、当方において公表し又は無断で使用することはしない。

(3) 対象工事の企業体の名称は、「A社・B社 富士技術支援センターイノベーション支援棟建設工事
共同企業体」とする。

(4) 「1一般競争入札の参加資格」(10)に示した「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

(5) 入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者又は入札参加資格を満たさないにもかかわらず入札参加資格申請を行った者については、指名停止措置要領に基づき指名停止を行うことがある。

(6) 談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(7) 災害その他の事情により、電子入札システムに障害が生じた場合は、入札日時を延期することがある。

(8) 県発注工事における一次下請業者は、社会保険等加入業者に限定する。詳細は、次の山梨県県土整備部技術管理課ホームページより確認すること。

<https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/shakaihokentaisaku.html>

(9) 一般競争入札公告個別事項の「週休2日制適用工事実施要領の適用の有無及び適用される種別」において適用する旨が定められているときは、週休2日制適用工事実施要領(林政部の場合、林政部週休2日制適用工事実施要領、農政部の場合、週休2日制を確保する工事の試行要領と読み替える)及び特記仕様書に定めるところにより、発注者指定型もしくは受注者希望型で受注者が希望した場合は、休日の確保その他の取組みを行わなくてはならない。なお、不適用の場合であっても契約後発注者との協議により適用工事にすることができるものとし、その取扱いは、受注

者希望型と同様とする（要領第2第2項）。

- (10) 一般競争入札公告個別事項の「ICT活用工事試行要領の適用の有無及び適用される種別」において適用する旨が定められているときは、山梨県県土整備部ICT活用工事試行要領（林政部の場合、森林整備保全事業ICT技術試行要領、農政部の場合、山梨県農政部ICT活用工事試行要領と読み替える）及び特記仕様書に定めるところにより、発注者指定型もしくは受注者希望型で受注者が希望した場合は、ICT施工技術の活用、技術検討会の開催その他の取組みを行わなければならない。なお、不適用の場合であっても契約後発注者との協議により対象工事に行うことができるものとし、その取扱いは、受注者希望型と同様とする（要領第5条第2項）。
- (11) 一般競争入札公告個別事項の「情報共有システム試行要領の適用の有無及び適用される種別」において、適用する旨が定められているときは、山梨県県土整備部情報共有システム試行要領（林政部の場合、山梨県林政部情報共有システム試行要領、農政部の場合、山梨県農政部情報共有システム試行要領と読み替える）及び特記仕様書に定めるところにより、情報共有システムの利用その他の取組みを行わなければならない。
- (12) 一般競争入札公告個別事項の「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領の適用の有無及び適用される種別」において、適用する旨が定められているときは、建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（林政部の場合、森林整備保全事業における遠隔臨場に関する試行要領と読み替える）及び特記仕様書に定めるところにより、発注者指定型もしくは受注者希望型で受注者が希望した場合は、遠隔臨場の取組みを行わなければならない。なお、不適用の場合であっても契約後発注者との協議により対象工事に行うことができるものとし、その取扱いは、受注者希望型と同様とする（要領1.2適用の範囲）。
- (13) 特例監理技術者の配置について
当工事は、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない。
- (14) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。

入札参加資格確認資料作成要領(工事)

一般競争入札 公告個別事項において、「参加資格」に基づき、「提出書類」で指定した入札参加申請様式2、同様式3、同様式3の2及び添付資料（以下「入札参加資格確認資料」という。）の作成及び提出に係る留意事項は次のとおりとする。入札参加資格確認資料に記載した内容は真実であることを誓約したものとみなすので、作成にあたっては誤りのないようにすること。

また、「参加資格」において、建設工事共同企業体の代表構成員以外の構成員にも参加資格を求めている場合は、代表構成員以外の構成員についても、指定した入札参加資格確認資料を提出すること。

なお、「提出書類」のうち、総合評価落札方式に係る技術評価資料については、別に定める技術評価資料作成要領を参照すること。

1 提出にあたっての留意事項

入札参加資格確認資料については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので、公告等に示された事項を十分確認してから提出すること。

参加申請時及び入札時に提出する書類は、添付漏れがないようPDFファイルにまとめて提出すること。なお、添付漏れの書類についても、提出期限以降の追加提出は認めない。

2 競争入札参加資格

競争入札参加資格について、発注者が業種（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業及び舗装工事業にあっては、業種及び等級）のみを指定した場合は特に証明のための資料の提出は必要ないが、業種の他に発注者が指定する事項がある場合には、それらを証明するための資料を添付すること。ただし、当該指定する事項が経営事項審査結果通知書の記載から確認できる場合の当該経営事項審査結果通知書については、提出することを要しないものとする。

3 企業の施工実績（入札参加申請様式2）

ア 一般競争入札 公告個別事項「参加資格」の「企業の施工実績」により指定する場合に記載する。

記載例として、工事・入札参加様式データの様式2を参照すること。

イ 元請けとして請負い、平成20年4月1日（別に日を定める場合を除く。）から入札参加資格申請締切日までに完成・引き渡し済みの工事の中から、アに示す規模以上の同種工事の施工実績を次のウ、エにも留意して記載すること。

ただし、建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

1 工事内容（構造・規模など）の施工実績は、企業体の工事内容を各企業の工事内容として扱う。

2 工事金額の施工実績は、企業体の工事金額を各企業の工事金額として扱う。

ウ 施工実績として記載する発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。なお、記載する発注機関の優先順位は、山梨県、国機関、都道府県（政令指定都市を含む）、独立行政法人の順とし、その実績を記載すること。これが無い場合は、市町村、公営企業等、事業団、民間の施工実績を記載すること。

ただし、アスファルト舗装工事の施工実績として記載する発注機関は、山梨県、国機関又は県内市町村に限る。

エ イ、ウで示した条件に該当する施工実績が複数ある場合は、先ず、山梨県内における施工実績を記載すること。これが無い場合は、都道府県における施工実績を記載すること。

また、記載は都道府県名、市町村名、大字名まで記載すること。

オ CORINS番号欄の建設業許可番号は、大臣知事コード（2桁）＋許可番号（6桁）、また、CORINS登録番号は、「登録内容確認書」、「竣工登録工事カルテ受領書」等に記載された登録番号を記入すること。

カ 企業の施工実績を証明するための添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙、本工事内訳書（以下「契約書等」という。）の写しを添付すること。ただし、CORINS番号を記載した場合は、省略することができる。

キ 契約書等の写しもなくCORINSにも未登録の実績については、実績として認めないので記載しないこと。

ク アで示した「企業の施工実績」の同種工事が下記の場合、その範囲は次のとおりとする。

- 1 道路工事「道路改良工事、林道工事、農道工事、歩道設置工事、落石防止工事、コンクリート構造物工事、道路付属施設工事、構造物撤去工事、橋梁工事等」
- 2 河川・砂防工事「築堤工事、護岸工事、根固・水制工事、床止工事（落差工、帯工）、堰（頭首工を含む）・水門工事、樋門・樋管工事、砂防ダム工事、地滑り防止工事、急傾斜地崩壊対策工事、治山ダム工事、流路工事、山腹工事、用排水路工事、畑地かんがい工事等」

4 配置予定技術者の資格及び施工実績（入札参加申請様式3、同様式3の2）

ア 一般競争入札 公告個別事項「参加資格」の「配置予定技術者の資格及び施工実績」により指定する場合に記載する。配置予定技術者の資格を求めない場合は、提出を不要とする。

記載例として、工事・入札参加様式データの様式3及び様式3の2を参照すること。

イ 参加申請時及び入札時において、配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。その場合は、全ての配置予定技術者について入札参加申請時に様式3を提出すること。また事前審査型の場合には入札時に様式3の2を提出すること。なお、各様式提出の際は、ウの確認書類も提出すること。

ウ 配置予定技術者の資格

「参加資格」により指定した、配置予定技術者の資格が確認できる資料（一級土木技術検定合格証明書等、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し）、企業との直接的かつ参加申請日以前3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を証する資料（健康保険被保険者証の写し）を添付すること。

エ 配置予定技術者の施工実績

「参加資格」において配置予定技術者の施工実績を求めない場合は、工事实績の記載を不要とする。

対象は、完成時に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、担当技術者（完成時にCORINSに登録された者に限る）又は監理技術者証を有した現場代理人（完成時にCORINSに登録された者に限る）として施工従事したものとする。

記載方法は、上記3のイ、ウ、エ、オ、クと同じ取扱いによること。

なお、当該技術者が他社で施工従事したものについても、実績として認める。

オ 配置予定技術者の他工事の従事状況等

従事している工事について、対象工事を落札した場合の配置予定等を記入すること。

CORINS番号欄の記載方法は、上記3のオによること。

発注機関一覧表

機 関 等	内 訳
山梨県	(企業局を含む)
国機関	国土交通省 内閣府 防衛省(庁) 農林水産省 文部科学省 その他中央省庁 (環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他)
都道府県	山梨県以外の都道府県(政令指定都市を含む)
独立行政法人	
市町村	
公営企業等	(山梨県道路公社等、地方公社を含む)
事業団	日本下水道事業団
民間	高速道路株式会社 電力、ガス 電話会社 JR、私鉄、地下鉄 石油備蓄会社